

大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十五年七月十六日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第百十四号

大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府財政運営基本条例施行規則（平成二十四年大阪府規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(財務諸表等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 府が設立した地方独立行政法人</p> <p>二 大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成十八年大阪府条例第七十一号）第二条第一項に規定する出資法人等</p> | <p>(財務諸表等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する法人及び受託者</p> <p>二 大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成十八年大阪府条例第七十一号）第二条第一項に規定する出資法人等（前号に掲げるものを除く。）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。